

令和4年

第6回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和4年 第6回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年6月10日（金曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番 古閑 隆一 2番 古澤 一雄 3番 石本 健二 4番 岩下 浩徳
5番 井手 孝義 6番 田代 純一 7番 檜木 すみ子 8番 竹原 真理子
9番 山口 正孝 10番 岩下 保男 11番 知里口 香穂里 12番 山内 市男
13番 西村 豊治 14番 田嶋 政隆 15番 今村 光也 16番 梅井 浩二
17番 黒川 龍己 18番 和田 敏喜 19番 木村 広典

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番 中村 秀政 2番 市原 英一 3番 今井 健一 4番 佐藤 範一
5番 五嶋 誠次 6番 山本 利幸 7番 藤井 博徳 8番 河崎 利徳
9番 永野 成男 10番 白石 正明 11番 竹原 忠信 12番 古木 雄三
13番 山中 健二 14番 大友 浩喜 15番 佐藤 弘明 16番 室 恒和
17番 園田 賢臣 18番 高木 正明 19番 江藤 則一 20番 野上 勝喜
21番 山本 眞一

5 議事

- ・報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第19号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第21号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第22号 令和4年度最適化活動目標の設定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 16 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 6 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。皆様には農繁期のお忙しいところ出席ありがとうございます。新型コロナウイルスについては、減少はみられますがまだまだ、感染終息とはなっておらず皆様も十分注意していただきたく思います。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 4 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 10 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 2 件、第 4 条によるもの 5 件、第 5 条によるもの 4 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 5 件、利用権の設定 2 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 9 件、令和 4 年度最適化活動目標の設定についてを、議題とします。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、7 番委員、13 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 6 号の 10 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 10 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 6 号について質問はございませんか。

13 番農業委員 順位 9 番と 10 番について、同じ地番の解約となっておりますが、どうということですか。

事務局 現在は、中間管理機構が貸し借りを行っていますが、以前は J A も貸し借りを行っていました。現在は中間管理機構へ移行しておりお互いに解約が生じる案件となります。

13 番農業委員 わかりました

議長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 6 号を終わります。続きまして、議案第 19 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 2 件、4 条 5 件、5 条 4 件、

まず3条から説明願います。

事務局 議案第19号農地法第3条による許可申請の2件の譲受人は、農地法第3条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から2番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条2件は決定します。
つづきまして、第4条5件、第5条4件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第19号農地法第4条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から4番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました16番委員より、転用案件について説明をお願いします。

16番委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北へ約700mのところになります。申請面積305㎡の敷地に駐車場、200㎡の敷地に事業用倉庫を計画するものです。なお、申請者は亡き夫から相続を受けておりますが、夫は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく事業用倉庫を建てており、始末書が添付されております。農地区分は、阿蘇市内牧支所から半径780m以内にある住宅率40%を超える第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から北へ約2.4Kmのところになります。申請面積704㎡の敷地に農家住宅(建築面積198㎡)、通路と農機具置場を計画するも

のです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から南東へ約650mのところになります。申請面積2,228㎡の敷地に牛舎（建築面積168㎡×2棟）、運動場を計画するものです。農地区分は、農用区域内農地ではありますが、令和3年12月23日付けで農業振興地域整備計画における当該申請地について、農用地利用計画を農業用施設用地に変更しており、農畜産物施設は、農業の振興に資する施設として転用が可能となります。

○ 4条順位4番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積267㎡の敷地に道路と水路を計画するものです。農地区分は、JR宮地駅から半径300m以内にある市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地となります。

○ 4条順位5番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南へ約900mのところになります。申請面積29㎡の敷地に倉庫（建築面積11.34㎡）を計画するものです。なお、申請者は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく倉庫を建てており、始末書が添付されております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北へ、約1kmのところになります。申請面積は407㎡の敷地に、個人住宅（建築面積59㎡）を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約400mのところになります。申請面積は331㎡の敷地に、個人住宅（建築面積86㎡）を計画するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から半径1km以内にある住宅率40%を超える第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積633㎡の敷地に住宅展示場（建築面積102㎡）及び展示スペースと来客用駐車場を計画するものです。農地区分は、4条4番と同様に第3種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積330㎡の敷地に建売住宅（建築面積74㎡）を計画するものです。農地

区分は、5条3番と同様に第3種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

10番農業委員 4条順位3番の案件ですか、牛舎建設及び運動場の計画ですが、申請者より地元西町区で説明会を開催しております。

議長 他に発言はありませんか。
(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

13番農業委員 個人住宅と農家住宅の違いについて、教えてください。

事務局 農家住宅は、5反以上の耕作を行っている農家という定義になります。

13番農業委員 わかりました

議長 他に質問はありませんか。

11番農業委員 4条順位3番について、牛舎を農用地区域内農地に建設できることを詳しく教えてください。

事務局 農用地区域内農地いわゆる農業振興地域内の農地については、農業用施設及び関連施設に限って転用を認めることができます。農業用施設には、畜舎、堆肥舎、ライスセンター、農業用倉庫等、関連施設には、農産物販売所、農産物加工所などが該当します。

11番農業委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条5件、5条4件は決定します。

これで議案第19号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第20号所有権移転の5件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から5番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第20号の所有権移転について何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転5件は決定します。

議長 次に議案20号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第20号2番の利用権設定の22件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位22番までの、賃貸人、借借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第20号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定22件は決定します。

議長 これで議案第20号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第21号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から9番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の18番委員と農業委員1番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の18番委員と21番委員にお願いしたいと思います。

順位7番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と9番委員にお願いしたいと思います。

順位8番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と17番委員にお願いしたいと思います。

順位9番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と7番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 2 1 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 2 1 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 1 号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第 2 2 号 令和 4 年度最適化活動目標の設定について、事務局より説明願います。

事務局 令和 4 年 2 月 25 日付けの農林水産省経営局農地政策課長通知により、各農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 6 条第 2 項の規定による農地等の利用の最適化推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第 37 条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。今般、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定に取り組むこととされたところを踏まえ、総会で審議し令和 4 年度最適化活動の目標を設定しなければならないので、別紙のとおり提案します。

「詳細別紙」

議 長 質問やご意見は、ございませんか。

4 番農業委員 目標を掲げて、農業員活動を行うことは良いことだが、国からの指針で、あれやこれをやれと言われても困る。農業者に対して義務を課せば対価的なものも示してほしい。

事務局 おっしゃるとおり国からの押し付け的要素が強いので、達成に関しては、権利的な補助金等の対価がほしいと、国や県へ要望しております。

1 1 番農業委員 集積率に関する数値ですが、どうやって数値の積み上げをやっているのですか。

事務局 農地バンクの契約分と農業経営基盤強化促進法の農業委員会利用権の契約の面積を積み上げています。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 2 2 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 2 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。